電波の医療機器等への影響に関する検討について

1 検討の目的

総務省では、平成12年度から毎年度、新たに導入された各種電波利用機器から発射される電波が植込み型医療機器に与える影響について調査を実施し、その結果に基づき、「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」(以下、「指針」という。)(参考資料1)を取りまとめ、電波利用機器の利用者、植込み型医療機器の装着者、双方の機器の製造者等の関係者における情報共有を図っているところである。

電波利用の急速な拡大・多様化が進展する昨今において、電波利用機器と植込み型医療機器が共存する機会はますます増加することから、これらの影響に関する研究結果の評価・分析を行い、指針の評価・検証を行うことを検討項目に加え、より国民が安心して安全に電波を利用できる社会を構築することを目的とする。

2 対応事項(案)

(1) 開催要綱の改正について

本検討会の開催要綱を別紙1のとおり改正し、以下の検討項目を追加することとしたい。

- ▶ 電波の医療機器等への影響に関する国内外の研究結果の評価・分析
- ▶ 「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」の評価・検証

なお、当面は検討が必要であることから、検討会の開催期間についての規定を削除する。

(2) 検討会構成員の追加について

医療機器分野に精通した専門家の知見を検討会における議論に取り入れるため、以下の2名を 検討会構成員に加えることとしたい。

- ▶ 庄田 守男 東京女子医科大学循環器内科准教授
- 豊島 健 埼玉医科大学保健医療学部非常勤講師
- (3) ワーキンググループの設置について
- (1)で追加した項目についての検討を詳細に行い、結果を検討会へ報告するため、「電波の医療機器等への影響に関するワーキンググループ」を別紙2のとおり設置することとしたい。

3 当面の対応(案)

- ▶ ワーキンググループを開催し、最新の研究・調査結果の評価・分析を行った上で、指針の評価・検証を行う。
- ワーキンググループにおいて、指針の見直しが必要とされた場合は、意見をとりまとめた上で検討会へ報告する。検討会においては、ワーキンググループの報告を踏まえ、検討会としての提言をとりまとめる。
- ▶ 総務省は、検討会からの提言を踏まえた指針の見直し案を策定し、必要に応じパブリック コメントの結果を参考にした上で指針の見直しを行う。